

人権啓発地域推進事業補助金交付要綱

1 目的

同和問題など様々な人権問題の解決を目指す学習・啓発活動を地域ぐるみで行う人権啓発地域推進組織に対する補助金交付に関して必要な事項を定める。

2 補助金の交付先等

- (1) 補助対象事業者は、小学校区または複数小学校区を単位とする「人権啓発地域推進組織」とする。なお、人権啓発地域推進組織とは、単位内の自治会・町内会及び校区単位の各種団体・機関等により構成され、各単位に一団体ずつ設置された組織をいう。
- (2) 学校の統廃合に伴い、新たな小学校区となった地域においては、旧小学校区を単位とすることができる。
- (3) 本補助金は公募制であり、交付対象者を本要綱に則り決定する。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人権啓発地域推進事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、別表1に定めるところによる。

4 交付金額

1小学校区につき25万円（複数校区を単位とした組織については1小学校区増えるにつき7万円を追加した額）を上限とした金額とする。

5 交付要件

- (1) 本市人権教育・啓発基本計画の理念に則して運営がなされ、同和問題など様々な人権問題の解決を目指した、地域ぐるみの学習・啓発その他必要な事業を行うこと。
- (2) 規約、役員、事業計画等が整備され活動していること。

6 交付申請の手続き

人権啓発地域推進組織の長は、補助金交付申請書に必要な関係書類を添えて、当該公民館・生涯学習推進課を経て人権・同和教育課に提出しなければならない。

（関係書類） 事業計画書・収支予算書、委員名簿、会則等

7 補助金の事業実績報告

人権啓発地域推進組織の長は、当該年度の事業が完了した後、速やかに事業実績報告書に必要な関係書類を添えて、当該公民館・生涯学習推進課を経て人権・同和教育課に提出しなければならない。

（関係書類） 事業報告書・収支決算書、意見書等

8 福岡市補助金交付規則

この要綱で定めるもののほかは、福岡市補助金交付規則の定めるところによる。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成6年2月21日から施行する。

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。
 この要綱は、平成21年2月2日から施行する。
 この要綱は、平成25年2月20日から施行する。
 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
 (期間)
 この要綱は、平成29年3月31日まで有効とする。

〔別表1〕

人権啓発地域推進事業対象経費

区分(科目)	内 容
会議・事務費	○会議や事務に要する経費 ・会議に要する茶菓子代 ・事務用品代 ・案内用等の郵便切手、はがき代 など
研修活動費	○人権啓発地域推進組織の役員・委員など指導者を対象とした研修に要する経費 ・講演会、研修会講師謝礼金 ・委員(指導者)研修講師謝礼金 ・研修会用の資料・材料代 ・大会(つどい、交流会)等参加旅費 ・人権教育研究大会等参加資料代 など
啓発・広報活動費	○広く校区民に啓発することを目的として行われる取組に要する経費 ・シンポジウム等謝金 ・看板、のぼり製作代 ・標語応募者記念品代 ・人尊協だより等作成代 ・イベントの際の機材・ビデオ等の借上代 など